

令和元年度第3回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和2年1月28日(火) 10時から

2 場所

小牧市役所 東庁舎4階 本会議用控室

3 出席委員

鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長
山下 智也	愛知県議会議員
天野 正基	愛知県議会議員
社本 光永	小牧商工会議所副会頭(福玉精穀倉庫株)
西倉 潔	名古屋造形大学教授
大塚 俊幸	中部大学教授
舟橋 秀和	小牧市議会議長
稲垣 衿子	小牧市議会議員
木村 哲也	小牧市議会議員
小沢 国大	小牧市議会議員
小島 倫明	小牧市議会議員
山本 雅彦	小牧警察署 交通課長(大熊 博文 小牧警察署長代理)
細 敏雄	小牧市区長会連合会長
和田 美保	アレルギーっ子のつどい クリスマスローズ

4 欠席委員

長田 宏	尾張中央農業協同組合代表理事専務
------	------------------

5 事務局

前田 勝利	小牧市都市政策部長
鵜飼 達市	小牧市都市政策部次長
永井 浩仁	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
長谷川 裕一	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主事
白木 裕之	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師
水野 隆	小牧市都市政策部区画整理課長
杉山 英之	小牧市都市政策部区画整理課庶務係長
水野 美沙	小牧市都市政策部区画整理課庶務係技師

6 傍聴者

0名

7 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 議案審議

議案第4号 尾張都市計画土地区画整理事業の決定について

議案第5号 尾張都市計画道路の変更について

諮問第2号 小牧市都市計画マスタープラン（案）について

第3 その他

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

これより、令和元年度第3回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は12名でございます。（※この時点で2名未着）

したがって、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。

また、小牧市都市計画審議会運営規則第6条の規定により、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の前田よりあいさつを申し上げます。

【事務局（前田部長）】

皆様、おはようございます。

都市政策部長の前田でございます。

本日は、大変お忙しい中ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の都市計画の適正な発展のため、ご指導、ご助言を賜っておりますことに関し、心より感謝を申し上げます。

さて、本日も審議いただく議案につきましては、市町村決定の都市計画のうち、「尾張都市計画土地区画整理事業の決定について」及び「尾張都市計画道路の変更について」の2件であります。

また、諮問といたしまして、これまで改定を進めてまいりました「小牧市都市計画マスタープラン」についてであります。

委員の皆さまにおかれましては、活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

皆様、おはようございます。

本日は、ただいま部長から触れていただきましたとおり、2件の議案審議と1件の諮問となっております。

いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

ありがとうございました。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、前もって送付をさせていただきました資料と、その後追加で送付をさせていただきました資料がございます。

前もって配付させていただきました資料につきましては、審議会委員名簿及び事務局名簿と議事日程の下段に記載のとおり、議案第4号、議案第5号、諮問第2号、資料1、資料2であります。

追加で送付させていただきました資料は、議案第5号に関する差替え資料、諮問第2号に関する追加資料であります。

不足している資料がございましたら、お申し付けいただければと思います。

よろしいでしょうか。

ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【大塚会長】

それでは、議事日程に沿って議事を進めてまいります。

日程第1 議事録署名者の選任をいたします。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定により、私からご指名させていただきます。

きます。

本日の議事録署名者に、稲垣衿子委員、木村哲也委員を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、日程第2 議案審議に入ります。

「議案第4号 尾張都市計画土地区画整理事業の決定について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

【事務局（水野課長）】

それでは、議案第4号について内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第4号「尾張都市計画土地区画整理事業の決定について」であります。

提案理由といたしましては、本地区は、都市計画マスタープランにおいて、「工業系地域における面的整備の検討」という方針が示されており、工業系市街地の形成を目標としています。しかし、現状では、工業系地域としての基盤は未整備の状況であることから今後、ミニ開発による住宅系の開発がさらに進むことで、住宅と既存の工場および大規模物流倉庫がさらに混在し、無秩序な土地利用が形成されていくことが懸念されます。そのような状況から、本地区は既存住宅地の居住環境の保全に配慮するとともに工業系市街地の形成を図るため、都市的基盤整備を行う必要があり、本案のとおり都市計画決定しようとするものであります。

次に2ページ、「都市計画図」をお願いします。

本地区の位置は、赤色実線で枠取りしている区域であり、名古屋鉄道小牧線味岡駅から2キロメートル圏内にあるとともに、地区内では青色点線の都市計画道路3・4・29号江南池之内線および緑色点線の都市計画道路3・4・17号犬山春日井線が計画されていることや小牧東インターチェンジにも近接するなど、工業系市街地として関連施設の輸送機能を支える交通インフラを効果的に活用できる位置にあります。なお、都市計画道路3・4・17号犬山春日井線については、次の議案第5号にて内容の説明をさせていただきます。

次に、3ページ、「基本構想図」をお願いします。

赤色の点線で枠取りさせていただいている区域を基本構想区域界とし、周辺の整備状況および土地利用状況、幹線道路の連続性の確保を考慮し、土地区画整理事業の実施の必要

性が高い区域に限定して赤色実線の施行区域界の設定をしております。

次に、4ページ「計画図」をお願いします。

北側の境界については、主要地方道春日井各務原線および一般県道明知小牧線の北側において、住宅系の開発等により大部分が既に宅地としての土地利用が図られていることから県道を施行区域界としております。南側の境界については、一級河川大山川南側において既に工業系の土地利用が図られていることや尾張広域緑道より南側では小牧文津土地区画整理事業地内であることから、一級河川大山川と尾張広域緑道を施行区域界としています。また、東側および西側についても周辺の整備状況や土地利用状況を考慮し、東側は市道の官民境界とし、西側は筆界を施行区域界としています。

戻っていただきまして、1ページ「計画書」をお願いします。

名称は、小牧本庄土地区画整理事業で、施行区域の面積は約25.4ヘクタールであります。

公共施設の配置をご覧ください。道路につきましては、幹線道路である都市計画道路3・4・29号江南池之内線および3・4・17号犬山春日井線を基幹とし、主要な区画道路を配置します。また、基幹とする路線及び主要区画道路に合わせ、街区形状を考慮した区画道路を適切に配置します。その他に、歩行者の利便性を考慮し、適宜、特殊道路を配置します。公園につきましては、地区面積の3パーセント以上及び計画人口1人あたり3平方メートルを満たし、誘致距離を考慮して配置します。また、緑地につきましては、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき配置します。宅地の整備につきましては、土地利用計画、従前の土地利用形態等を考慮し適切に街区を配置するとともに、各宅地とも原則として道路面より高くするように整備いたします。

次に、5ページ「理由書」をお願いします。5ページから8ページの理由書の内容につきましては、只今ご説明いたしました、都市計画マスタープランによる位置づけ、都市計画の必要性、位置、区域、規模、施設の配置等の妥当性について記載しております。

それでは、9ページの「意見書の要旨および都市計画決定権者の見解」をご覧ください。

先ほどご説明いたしました都市計画案の内容につきましては、令和元年7月に都市計画法第16条に基づく説明会を開催し、その後、令和元年11月8日から11月22日まで都市計画法第17条第2項の規定に基づく原案の縦覧を行いましたところ、縦覧者は10名で、縦覧期間中におきまして、1通1名の方から意見書の提出がございました。その内容についてご説明いたします。1枚はねていただきまして、10ページをご覧ください。

意見書の内容につきましては、都市計画の案に係る意見が2つと都市計画の案以外の意見が1つございました。1枚はねていただきまして11ページ左側意見書の要旨をご覧ください。都市計画の案に係る意見の1つ目につきましては、本庄地区の不整形な土地や、建築基準法の第42条の第2項道路の多い県道北側の地区が、本来、区画整理事業をすべき区域であり、ここを除外して区画整理区域を決定されることに疑義を感じるという意見でございます。

都市計画決定権者の見解を右側にまとめさせていただいております。見解といたしましては、本庄地区における土地区画整理事業は、ご意見をいただいた主要地方道春日井各務原線以北を含めた区域で、平成2年に準備委員会が設置されましたが、権利者の多くの方々から理解が得られず、事業施行には至りませんでした。その後、当地区では、住環境の向上を図るため、公共下水道の整備などを行ってまいりました。

しかしながら、大部分が工業地域である主要地方道春日井各務原線以南では、道路をはじめとした公共施設が未整備であるにも関わらず、住宅や工場などの立地が進み、無秩序な市街地の形成が進行しています。

こうした課題に対応するため、本事業は、改めて平成28年に準備委員会を設置し、主要地方道春日井各務原線以南を区域とし、権利者の方々の一定の理解が得られたため、都市計画決定するものであるという内容でございます。

1枚はねていただきまして、12ページをご覧ください。意見の2つ目につきましては、旧曾我ガラス跡地の開発において、既に都市計画道路敷地は概ね確保されて建物が立地されている状況であり、区画整理すべき区域としましては、不適切であると判断し最低限に必要とされる区域に限定した区域設定を行うべきであるという意見でございます。

都市計画決定権者の見解といたしましては、本事業の区域は、都市計画道路江南池之内線の整備に関しては、バイパス区間であるため、一般県道明知小牧線との接続を図り、沿線の道路をはじめとした公共施設と一体的に整備することができるよう計画したものであります。さらに、ご意見をいただきました旧曾我ガラス跡地の現在の状況を踏まえまして、都市計画道路江南池之内線の当該区間は、効率性及び経済性の観点から土地区画整理事業による整備が適切であると考えられるという内容でございます。

1枚はねていただきまして、13ページをご覧ください。都市計画の案以外の意見といたしましては、愛知県に要望しても整備してくれないから、市が多くの住民負担を課して整備しますという計画には納得できるものではありません。今回の都市計画決定区域につ

いては県事業と組み合わせた事業にて行うべきであるという意見でございます。

都市計画決定権者の見解といたしましては、都市計画道路江南池之内線及び犬山春日井線の未整備区間については、これまで、主要地方道春日井各務原線及び一般県道明知小牧線の道路管理者である愛知県に対して、交通安全、渋滞解消及び産業振興の観点から早期事業化の要望をしましてまいりましたが、事業実施には至っておりません。

都市計画道路江南池之内線及び犬山春日井線の整備が含まれる本事業は、権利者の方々の一定の理解が得られたことに加え、都市計画法第59条において都市計画事業は原則として市町村で施行するものと規定されていることから、市事業として施行を予定しておりますが、今後も引き続き、区域外の両都市計画道路の整備につきましては、愛知県に対し早期事業化を要望してまいります。

なお、土地区画整理事業は、道路や公園等の公共施設が整備され、土地の区画が整うことにより、利用価値の高い宅地が得られることから、基本的には地権者の方々に減歩による負担をしていただくこととなりますという内容でございます。

本日、議決いただきました後の手続きでございますが、県知事との協議を経た後に決定告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第4号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問・ご意見がありましたら挙手をお願いします。

【舟橋委員】

特殊道路とありますが、どちらに位置する計画でしょうか。

【大塚会長】

計画書の公共施設の配置において適宜特殊道路を配置するという記載がございますが、この特殊道路が一体どういったもので、どのように配置するのかという事でよろしいでしょうか。

【事務局（水野課長）】

特殊道路とは歩行者専用道路でありまして、今後、設計をする中で適宜配置を検討いたします。

【大塚会長】

場合によっては配置しないこともあり得るということでしょうか。

【事務局（水野課長）】

基本は配置をする計画であります。

【鈴木委員】

土地区画整理事業地内を都市計画道路犬山春日井線が縦断しておりますが、この道路の開通予定はいつ頃でしょうか。

【事務局（水野課長）】

土地区画整理事業地内における都市計画道路犬山春日井線につきましては、今後、事業計画を策定し事業期間を決定していく予定であります。

【鈴木委員】

土地区画整理事業地内は随時整備していくという事は分かりますが、地区外である大山川より南側はどんな予定でしょうか。

【事務局（水野課長）】

今現在、大山川より南におきましては、愛知県におきまして現況の測量等には入っている状況であります。市としましては、土地区画整理事業に合わせ整備を進めていただくよう、今後も愛知県に対し要望して参ります。

【鈴木委員】

おおよその開通予定でも把握されていませんか。

【事務局（水野課長）】

小牧本庄土地区画整理事業の計画期間も事業計画の中で決定をして参りますので、市としましては、愛知県に対しまして土地区画整理事業の期間に合わせ、同調して整備して頂けるように要望していきます。詳しい年度というのはなかなか現状ではご回答が難しいところであります。

【鈴木委員】

私も近隣に住んでおりますので、早期開通して欲しい道路の一つであります。

【大塚会長】

土地区画整理事業として整備する部分と、そうでない地区外の部分についても土地区画整理事業に合わせ供用が開始されるのが理想であり、同調して整備いただくよう県に働きかけていくということですが、この土地区画整理事業の事業期間について今の段階では何とも申しあげられないということです。

【鈴木委員】

早期に開通いただけるよう、よろしくお願いします。

【大塚会長】

他にございませんでしょうか。

(なしの声)

【大塚委員】

無いようでありますので採決に入ります。

議案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。よって「議案第4号 尾張都市計土地区画整理事業の決定について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第5号 尾張都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

【事務局（水野課長）】

それでは、議案第5号 について内容の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いします。議案第5号 「尾張都市計画道路の変更について」であります。

提案理由につきましては、右折帯を設置し交通の円滑化を図るため、都市計画道路3・4・17号犬山春日井線における都市計画決定された道路の一部区間の幅員を変更しようとするものであります。

次に、2ページ「理由書」をお願いします。

「1. 路線の概要」についてであります。都市計画道路3・4・17号犬山春日井線は、犬山市を起点に小牧市を南北に縦断する道路であります。都市計画マスタープランにおいては、「都市幹線道路」として位置付けられ自動車専用道路や主要幹線道路である都市計画道路3・3・2号北尾張中央道等のアクセス需要に対応するとともに、小牧市内外を結ぶ都市間交通を処理するための幹線道路としての役割を担っております。

「2. 都市計画変更理由とその内容」についてであります。

主要地方道春日井各務原線及び一般県道明知小牧線沿線では、近年大規模な物流施設の建設が進み、大型車両等の交通量が増加しております。

また、本路線の本庄西交差点付近については都市計画決定の幅員が12mであり、右折車線設置に必要な空間を確保することが困難であり、円滑な交通の妨げとなることが懸念される状況にあります。

以上のことから、周辺土地利用状況や交通状況を勘案し、交差点部の安全で円滑な交通処理を図ることを目的として、右折車線設置に必要な空間を確保するための幅員変更を行います。

1枚めくっていただき、3ページをお願いします。

(2) 都市計画変更の内容についてご説明させていただきます。変更の延長は約65m、

変更内容は一部区間の区域を変更しようとするものであります。具体的には、本庄西交差点において交差点部の幅員を12mから16mに変更しようとするものであります。

次に、4ページ「都市計画図」をお願いします。緑色実線の部分が尾張都市計画道路3・4・17号犬山春日井線でございます。

次に、5ページ「計画図」をお願いします。

図中の緑色が犬山春日井線の変更後の都決線、黄色が変更前の都決線となっております。

最後に、本変更案につきましては、都市計画法第16条の規定に基づく説明会を令和元年7月24日に行い、都市計画法第17条の規定に基づく都市計画変更案の縦覧を令和元年11月8日から22日にかけて2週間行ったところ、意見書の提出はありませんでした。本日、議決いただきました後の手続きでございますが、県知事との協議を経た後に決定告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第5号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等ございますか。

(なしの声)

【大塚会長】

特にご意見等が無いようですので、採決に入ります。

議案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。よって「議案第5号 尾張都市計画道路の変更について」は原案のとおり可決されました。

【大塚会長】

続きまして、「諮問第2号 小牧市都市計画マスタープラン案について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

【事務局（永井課長）】

それでは、諮問第2号について説明させていただきます。

改定案のご説明の前に、資料1をお願いします。

全体構想案に対するパブリックコメントにつきまして、昨年11月の当審議会で状況報告させていただきましたが、提出されました意見7件に対する市の考え方について、2ページ以降にお示ししております。

資料を事前に送付させていただいておりますので、個別の説明は割愛させていただきますが、4ページをお願いします。

下段にあります、6. 公開については、広報こまき「12月15日号」でお知らせするとともに、市のホームページ、情報公開コーナー、各市民センターなどで12月15日から公開させていただいております。

なお、いずれの意見につきましても、改定案の修正につながる意見ではございませんでした。

続きまして、改定案の説明をさせていただきます。

資料2をお願いします。

1. 改定の経過と今後につきましては、記載のとおりであります。当審議会におきましては、平成30年8月24日に改定の基本方針などについて、平成30年11月26日及び平成31年3月25日に全体構想案等について、令和元年11月8日に全体構想案のパブリックコメントの結果についてご報告し、ご意見を頂戴しながら案の取りまとめを行ってまいりました。

また、地域別構想につきましては、令和元年6月から8月にかけて市民懇談会を3回開催し、市民からご意見をいただくとともに、全体構想に地域別構想を加えた全体案について、昨年12月23日に開催の都市計画マスタープラン策定委員会で調整を図り、本日の案とさせていただきます。

今後の予定であります。本日の諮問に対する答申をいただきました後、2月に公表させていただきます。予定であります。

2. 前回からの修正点であります。

これより、資料2と左肩に諮問第2号と記載した都市計画マスタープラン（案）の両方を使って説明させていただきます。

①序章、計画の策定にあたってを加えております。都市計画マスタープラン（案）の1ページをお願いします。

(1)都市計画マスタープランとはで、都市計画法第18条の2に位置づけられた市町村の都市計画に関する基本的な方針のことで、まちづくりの将来ヴィジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すものであることなど、を記載してございます。

下段の図をご覧ください。(2)法体系における位置づけでは、本計画が、愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めた（尾張都市計画区域マスタープラン）」や、小牧市が定める「小牧市まちづくり推進計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に即するものであること、また、市が定める「緑の基本計画」、「都市景観基本計画」、「地域公共交通網形成計画」、「駅前広場等整備基本構想」、「観光振興基本計画」、「(仮称)東部振興構想」等の関連計画と連携・整合を図ることを記載してございます。

2ページをお願いします。(3)策定体制、(4)策定の趣旨、(5)計画期間を記載しており、本計画の計画期間は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後である2030年を目標年次といたします。

3ページをお願いします。(6)上位計画の概要を載せております。①小牧市まちづくり推進計画の概要を3ページから5ページに記載しております。

6ページをお願いします。②愛知県が定める尾張都市計画区域マスタープランの概要を6ページから7ページに記載しております。

資料2にお戻りください。

②、③、④は全体構想の修正となります。都市計画マスタープラン（案）の62ページをお願いします。

右側上段をご覧ください。都市づくりの目標において将来都市像を、「魅力・活力創造都市～交流や元気を育み安全・安心に暮らし続けられるまち～」と設定しました。また、その下段に関連性のあるSDGsのゴールを追加いたしました。

76ページをお願いします。下段の道路整備の方針において、「自動車専用道路の整備促進」を追加し、名濃道路について記載いたしました。

資料2にお戻りください。裏面、2ページをお願いします。

⑤地域別構想を追加いたしました。

都市計画マスタープラン（案）の93ページをお願いします。

(1)地域別構想とは、全体構想に示された整備の方針を踏まえ、市民にとって身近な生活圏の範囲ごとに、各地域の現状や課題に対応しつつ、土地利用などに関する取り組み方針について全体構想を具現化したものであります。

(2)地域区分では、図のように市内を4つの地域に区分し、それぞれの地域ごとにまちづくり構想をまとめております。

94ページをお願いします。はじめに、中南部地域であります。

①地域の現況として、人口特性、95ページでは市街化動向、96ページでは土地利用現況、97ページでは都市施設整備状況、98ページでは公共交通の再編予定状況、99ページでは公共施設の立地状況を整理しております。

100ページをお願いします。②地域住民意向として、地域住民ニーズ、101ページでは地域の将来像について市民アンケート調査結果を整理しております。

102ページをお願いします。③地域の主要課題として課題1から、103ページの課題6まで整理し、この主要課題を踏まえ、④地域のまちづくり目標を設定しております。

104ページをお願いします。⑤地域のまちづくり方針として、まちづくり目標の実現に向け、地域の主要課題に対応するまちづくり方針を設定いたしました。

106ページをお願いします。先のページに記載いたしましたまちづくり方針について、箇所を特定できるものについて図示しております。

以下同様に、各地域について記載してございますので、説明は省略させていただきますが、西部地域については、107ページから119ページに、北部地域については、120ページから132ページに、東部地域については、133ページから146ページに同様に記載してございます。

資料2にお戻りください。

⑥7章、計画の実現に向けて、を追加しております。都市計画マスタープラン（案）の147ページをお願いします。

(1)計画の実現に向けた方針を5つ記載してございます。計画に基づいたまちづくりの推進、市民協働によるまちづくりの推進、民間活力を生かしたまちづくりの推進、関係機関との連携、都市計画マスタープランの見直し、であります。148ページをお願いします。

(2)計画の進捗管理に関する方針で、上位計画であるまちづくり推進計画で掲げられた指

標、基準値、目指す方向を用いて、本計画における5つの都市づくりの目標の進捗状況を把握してまいります。

都市構造の視点で記載の7つの指標、都市活力の視点で記載の6つの指標、都市生活の視点で記載の14の指標、149ページをお願いします。都市環境の視点で記載の10の指標、都市運営の視点で記載の3つの指標を使ってまいります。

表の下段に注記を3点記載しております。

基準値及び目指す方向は、小牧市まちづくり推進計画から転記しています。基準値は平成30年度の数値を示していますが、基準年次をそれ以外とする場合は、かつこ内に基準時点を示しています。目指す方向は、基準値に対し取組む方向を示しています。

147ページにお戻りください。

最下段、都市計画マスタープランの見直しにつきましては、先ほどの指標を用いた進捗状況の把握を行うとともに、社会経済情勢の変化などを見極めながら適宜計画の見直しを検討してまいります。

資料2にお戻りください。

⑦その他軽微な文言修正等を行いました。

続きまして、追加して送付させていただきました、右肩に諮問第2号関連と表記した資料をお願いします。

これは、マスタープランの最後にページを追加する部分となります。

150ページをお願いします。

150ページでは本計画の策定経過、151ページから155ページでは策定体制、156ページでは市民アンケート調査の概要、157ページでは市民懇談会、158ページから161ページではパブリックコメントの概要、162ページから170ページでは用語解説を整理しております。

以上、簡単ではございますが、諮問第2号 都市計画マスタープランの改定案についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご発言はありませんか。

【大塚会長】

前回からの追加と修正点を中心にご説明を頂きましたが、パブリックコメントや策定委員会で調整がなされ、特に地域別構想が後半部分として追加がされたということで、全体の説明を頂きましたがいかがでしょうか。

【鈴木委員】

都市計画マスタープラン案の 149 ページに指標として公共下水道普及率がありますが、74.9%を基準値として目指す方向が上向きになっていますけれども、この基準値は何を基準に 74.9%なのでしょう。

【木村委員】

関連して、先週の金曜日に小牧市まちづくり推進計画審議会で答申を受けた小牧市まちづくり推進計画と整合が図られているということで、この基準値の算出に関しては専門部署である上下水道部であればすぐにでるとは思いますが、今ここにはいらっしやらないという事で確認が必要かと思えます。この基準値に関連しましては、小牧市まちづくり推進計画と整合を図り、限られた時間の中での掲載となったかと考えられます。

【事務局（永井課長）】

公共下水道普及率 74.9%でございますけれども、行政区域内人口に対する下水道の供用開始区域内の人口比率という事でございます。

【事務局（鵜飼次長）】

公共下水道の普及率でございますが、分子が供用開始区域内の人口、分母が小牧市の総人口となり、割合としまして 74.9%が現在の値という事でございます。

【事務局（永井課長）】

もう少し補足して説明をさせていただきます。まず、分子となります供用開始区域内世帯人口 11 万 4, 413 人。これに対しまして分母が行政区域内世帯人口 15 万 2, 816 人で、15 万 2, 816 分の 11 万 4, 413 という事で 74.9%という値でございます。

【大塚会長】

要するに公共下水道の計画区域に対してどれだけ供用が開始されているかという率ではなく、行政区域全体の人口に対し公共下水道の供用が開始された区域内人口の率を示しているということです。

【細委員】

その考え方は都市計画決定をされた、都市計画税を頂いているところと、それから市長はそういうところと認めたところが分子。15万人なんて関係ないんじゃないか。要するに都市計画税を払っている所は当然100%に持っていくのが普通で、それからそれ以外に市長が認めたところをやる、そうじゃないかな。

【大塚会長】

分からない中で色々言っても混乱するだけですので、算出方法を事務局から正しく回答いただくといいかと思えます。

【事務局（永井課長）】

まず一つ目、都市計画税のご質問がありましたけども、市街化区域だけが供用開始区域ではございません。市街化調整区域にも供用開始区域というのはございますので、まずそれについてはご認識をお願いします。二つ目といたしまして、先ほどのからの繰り返しとなりますが、公共下水道普及率74.9%は行政区域内人口に対する公共下水道の供用開始区域内の人口比率という事でございます。公共下水道の供用開始区域には市街化調整区域も含まれております。

また、供用が開始された区域の中でも、下水道に接続された方とまだ接続がお済でない方がお見えになります。こちらは、下水道を使用できる人口に対する下水道を実際に使用している人口の比率として水洗化率として表現します。

本計画では、小牧市まちづくり推進計画にある公共下水道普及率を指標として用いて、進捗状況を定期的に把握し、今後の見直しに生かしていこうと考えております。

【木村委員】

まさに事務局の説明の通りで、小牧市まちづくり推進計画で示された指標であります

ので、その指標のあり方を都市計画マスタープランで話し合うところには少し違和感があります。私も上下水道部の方の資料を拝見したことがあるのですが、下水道事業計画図には市街化区域、市街化調整区域を含めた計画区域について色塗りがされておりました。市の東部には丘陵地などもございますので、そういった地域を含めてしまうと行政区域の面積に対する率としては達成感が低くなってしまいます。

ここで確認はいいとしても数値のあり方を議論するものではないかと考えます。

【大塚会長】

採決をする上で、定義を共有する必要はあるかと思えます。

【鈴木委員】

仰ることは良く分かりました。一般市民として公共下水道普及率が 74.9%と聞くと、割と進んでいる雰囲気にとれます。市全体の面積から下水道に接続している区域が 74.9%というところかなり生活レベルの高い地域と見られると思いますが、現実と数値に違和感がありましたのでご質問しました。これが正しければそれで結構です。

【事務局（永井課長）】

下水道に接続したかどうかという切り口でご意見がございましたが、それは水洗化率という率で表現し、91.6%という数字がございます。市全体の普及率約 7 割の方の中で実際に下水道に接続した方が 9 割という状況であります。

【大塚会長】

この指標に関する基準値については、下水道を使おうと思ったら接続して使う事が出来るところにお住まいの方を分子、行政区域の全体人口が分母であるという理解でよろしいですね。

【事務局（前田部長）】

今言われた様に、面積ではなく人口であります。

【大塚会長】

この議論については終わりにしたいと思います。他にご質問・ご意見ありましたらお受けしたいと思います。

【細委員】

152 ページにあります名簿について、南岩崎大を南岩崎台に修正をお願いします。

【事務局（永井課長）】

大変失礼いたしました。謹んで訂正させていただきます。

【大塚会長】

今のような、特にお名前等のところはもう一度慎重にご確認をいただき、市民懇談会に出席して頂いた方々の名簿も記載されておりますが、了解いただいた上でという事でしょうか。この辺のお名前もお間違いがないかを確認を頂ければなと思います。他によろしいですか。

【西倉委員】

公共下水道普及率の数字もそうですが、この数字が全国の中で何番目という整理をすることで、より深くより正しい統計になるのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

公共下水道普及率の 74.9%はかなりいい感じもしますが、全国と比較すると案外良くないようです。そういう事がよく分からない。

【事務局（永井課長）】

確かに他市と比較することも大事かと思いますが、都市計画マスタープランの進捗管理としましては、記載しました指標の変化を見守り、本市においてどう変化したかを把握してまいります。今後の見直しにおいて十分に参考にさせていただきますが、本計画の指標に記載をするということは考えていないという事でご理解頂ければと思います。

【大塚会長】

市としては上位計画である小牧市まちづくり推進計画を都市計画部門として推進していくというもので、それを超えるものではなく、小牧市まちづくり推進計画であげられている基準値等をそのまま 100%全面的に受け入れてそれを実行していくということに留めたいという事かと思いますがいかがでしょうか。他にいかがでしょうか。

(なしの声)

【大塚会長】

他にありませんか。無いようでありますので採決に入ります。

諮問第2号については、原案のとおり同意し、市長に答申することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。よって「諮問第2号 小牧市都市計画マスタープラン案について」は原案のとおり同意されました。

【大塚会長】

続きまして、日程第3 その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（永井課長）】

「その他」といたしまして、2点、ご連絡させていただきます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。

その後、大塚会長及び本日の議事録署名者の委員にご署名をいただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開させていただきます。

次に、2点目としまして、次回審議会の開催予定でございます。次回につきましては、来年度になりますが、現時点では開催時期が未定のため、改めてご連絡をさせていただきます。

ますので、よろしくお願ひいたします。

【大塚会長】

その他、会議全体を通して何かございますか。

【大塚会長】

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了とします。

これをもちまして、令和元年度 第3回 小牧市都市計画審議会を閉会いたします。